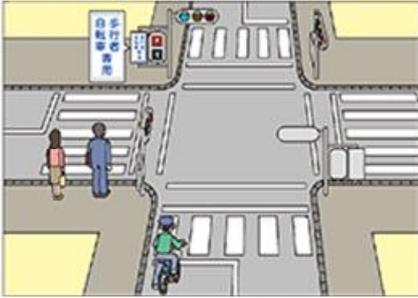


2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

更新日：2025年9月1日

信号は必ず守る



自転車は、道路を通行する際は、信号機等に従わなければいけません。

特に、横断歩道を進行して道路を横断する場合や、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の標示のある場合は、歩行者用信号機に従わなければなりません。

歩行者用信号機の青色信号の点滅の意味は、黄色信号と同じです。

次の青色信号になるまで待ちましょう。

罰則

3ヶ月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金

交差点では一時停止と安全確認



一時停止標識のある場所、踏切などでは、必ず止まって左右の安全を確認しましょう。

罰則

3ヶ月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金